

単位：円

サービス区分	支援区分	基本額 ※1割負担額	家賃	食費 ※選択制			光熱水費 ※次月に実績 調整清算	日用品費 ※次月に実績 調整清算	燃料費	寝具貸与	人員配置 体制加算 (I)	夜間支援等 体制 (II、III) ※1割負担額	医療連携 体制 (VII) ※1割負担額	福祉・介護 職員処遇 改善加算 I(イ)	帰宅時支援 加算 (イ)(ロ) ※1割負担額	入院時支援 特別加算 (イ)(ロ) ※1割負担額	福祉専門職 員配置加算 (I) ※1割負担額			
				朝	昼	夕														
(I)	区分1以下	1号室	21,000																	
		2号室	20,000																	
		3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			77	75	39						10	
		4号室	22,000																	
		5号室	19,000																	
		6号室	20,000																	
	区分2	1号室	21,000																	
		2号室	20,000																	
		3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			77	75	39							10
		4号室	22,000																	
		5号室	19,000																	
		6号室	20,000																	
	区分3	1号室	21,000																	
		2号室	20,000																	
		3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			77	75	39							10
		4号室	22,000																	
		5号室	19,000																	
		6号室	20,000																	
	区分4	1号室	21,000																	
		2号室	20,000																	
		3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			83	75	39							10
		4号室	22,000																	
		5号室	19,000																	
		6号室	20,000																	
区分5	1号室	21,000																		
	2号室	20,000																		
	3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			83	75	39							10	
	4号室	22,000																		
	5号室	19,000																		
	6号室	20,000																		
区分6	1号室	21,000																		
	2号室	20,000																		
	3号室	20,000	300	700	700	10,000	2,000			83	75	39							10	
	4号室	22,000																		
	5号室	19,000																		
	6号室	20,000																		
(II)	区分1以下	273																		
	区分2	290																		
	区分3	410	1,000	700	700	500	100		300		75	39							10	
	区分4	481																		
	区分5	569																		
	区分6	717																		

注釈 ~ ※サービス区分(I)は本入居、(II)は体験入居となります。
 ※基本額と加算は1日における単価であり、1割負担となります。
 ※家賃には、特別給付金(家賃補助)は含まれません。
 ※光熱水費・日用品費・燃料費は、翌月清算の要請となります。
 ※寝具貸与は、サービス区分(II)が対象です。

区分	世帯の取入状況		負担上限月額
	生活保護受給世帯	生活保護非受給世帯	
低所得	0円	0円	0円
一般1	※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。(注3)	9,300円	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
 (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
 (注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」となります。